平成20年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

奈良県市長会

奈 良 県 町 村 会

はじめに

本書は、平成20年度の「市町村税課税状況等の調」、「固定資産税の価格等の概要調書」及び平成19年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等をとりまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和41年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成20年度における市町村税制の改正として、個人住民税においては、公的年金受給者の便宜や各市町村の徴収の効率化を図るために、公的年金からの特別徴収を平成21年度から導入することとなりました。また、いわゆる「ふるさと納税」の議論を受け、地方公共団体に対する寄附金については適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得額と合わせて全額控除されることになりました。さらに、県・市町村が条例により指定した寄附金が控除対象寄附金に追加され、税額を軽減する方式が所得控除方式から税額控除方式へ変更されました。固定資産税においては、省工ネ改修が行われた既存住宅に対する減額措置や新築住宅に対する減額措置の延長などがあります。

市町村合併の本格化や三位一体改革をはじめとした地方分権の進展に従い、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化 を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。

このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課 徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成21年3月

奈良県地域振興部市町村振興課長

長 岡 雅 美

目 次

第の編市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第編総括資料

- 第1表 平成20年度市町村税の税率調
- 第2表 平成20年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成20年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 課税標準額の段階別平成20年度分所得割納税義務者数等
- 付表 1 給与所得者の団体別納税義務者数等
- 付表 2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
- 付表 3 農業所得者の団体別納税義務者数等
- 付表 4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
- 付表 5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
- 付表6 合計
- 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成20年度分に係る所得控除等の人員等
- 第6表 平成20年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成20年度分市町村民税の特別徴収義務者数
- 第8表 平成20年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成20年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成20年度分市町村税の徴収に要する経費
- 第11表 平成20年度固定資産税納税義務者数 (法定免税点以上)
- 第12表 平成20年度固定資産税課税標準額及び構成比 (法定免税点以上)
- 第13表 平成20年度土地の総括表
- 第14表 平成20年度市町村別土地の地積

```
第15表
    平成20年度住宅用地・非住宅用地別地積
第16表
    平成20年度市町村別市街化区域農地の地積(合計・田・畑)
第17表 平成20年度市町村別土地決定価格・筆数等
付表 1
     田 (一般田・宅地介在田等)
     畑 (一般畑・宅地介在畑等)
付表 2
          地
付表 3
    山林 (一般山林・宅地介在山林等)
付表4
第18表
    平成20年度市街化区域農地に関する調
第19表 平成21年度土地に係る提示平均価額
    所有者区分による家屋に関する調
第20表
第21表 木造家屋に関する調
第22表 木造以外の家屋に関する調
    平成20年度家屋の変動に関する調(木造)
第23表
第24表 平成20年度家屋の変動に関する調(非木造)
    平成19年度概要調書及び平成20年度総評価見込と平成20年度概要調書の比較(木造・非木造)
第25表
第26表
    平成20年度家屋に係る概要調書の対前年度比較 (木造・非木造)
第27表
    平成20年度家屋の評価額及び課税標準額 (法定免税点以上)
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の6等関係・総括表)
第28表
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の6第1項)
第29表
第30表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の6第2項)
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の8第1項・1/3減額)
第31表
第32表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の8第1項・2/3減額)
第33表
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の8第3項・1/3減額)
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の8第3項・2/3減額)
第34表
第35表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の8第4項)
    新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の8第5項・1/3減額)
第36表
第37表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の8第5項・2/3減額)
第38表
    新築住宅の軽減等に関する調(法附則第15条の9第1項
    新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の9第4項)
第39表
第40表 新築住宅の軽減等に関する調 (法附則第15条の9第5項)
    新築住宅の軽減等に関する調(旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・2/3減額
第41表
    新築住宅の軽減等に関する調(旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・3/4減額
第42表
    新築住宅の軽減等に関する調(旧法附則第16条第6項・平成18年附則第13条第31項・3/5減額)
第43表
第44表
    新増分家屋に関する調(木造・非木造)
第45表 新増分の木造専用住宅に関する調
```

```
第46表 減少分家屋に関する調(木造・非木造)
第47表 新築、増築、減少家屋の調 (木造・非木造)
第48表 平成21年度家屋にかかる提示平均価格 (木造・非木造)
第49表 平成21年度新築分家屋にかかる見込単価 (木造・非木造)
第50表 平成20年度償却資産の価格に関する調
第51表 平成20年度償却資産に関する所有者別決定価格等
第52表 平成20年度償却資産の課税標準額等
第53表 市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受ける償却資産に関する調(平成20年度)
第54表 平成20年度償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
第55表 平成20年度償却資産に係る段階別課税標準額
第56表 平成20年度国有資産等所在市町村交付金
第57表 平成20年度軽自動車税に関する調
付表
    平成20年度軽自動車の種類別課税台数 (平成20年4月1日現在)
第58表 平成19年度特別土地保有税徵収実績
第59表 平成20年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数 (法免以上)
第60表 平成20年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数
第61表 平成20年度都市計画税にかかる決定価格
    平成20年度都市計画税にかかる課税標準額
第62表
第63表 平成19年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第64表 平成19年度国民健康保険税(料)の実績等に関する調(課税の実績等)
第65表 平成19年度国民健康保険税(料)の実績等に関する調(減額対象となった世帯数等)
第66表 平成19年度地方道路譲与税及び自動車重量譲与税
```

第編付属資料

- (1)平成19年度市町村税(科目別)決算額調
- (2) 平成20年度普通交付税基準財政収入額

第編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人税特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄付金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成20年度税制改正の主要項目

1 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法 人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

(1) 法人事業税(所得税割及び収入割に限る。)の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	3.8%	1.5%
年400万円超年800万円以下の所得	5.5%	2.2%
年800万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%
資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率		
	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5%	2.7%

年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	4%
年800万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%
特別法人の所得割の標準税率		
	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5%	2.7%
年400万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	(7.9%	4.3%)
収入金額課税法人の収入割の標準税率		
	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業	1.3%	0.7%
を行う法人の収入金額に対する税率		

(注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(2) 地方法人特別税の創設

地方法人特別税の基本的な仕組み

イ 納税義務者等

地方法人特別税は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する国税とする。

口 課税標準

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)

八 税率

(イ)付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって 148% 法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率(ロ)所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割 81%

額に対する税率

(八)収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割

81%

額に対する税率

二 申告納付

地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

木 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。

へ 国への払込み

都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

適用期日

地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人特別譲与税を創設する。

地方法人特別譲与税の譲与の基準は以下のとおりとし、平成21年度から譲与する。

地方法人特別税の収入額から の額を控除した額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数であん分して譲与する。

前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額として算定した額の2分の1を限度として、当該超える額をによる譲与額に加算する。

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

2 個人住民税における寄付金税制の拡充

(1) 控除対象寄付金の拡大等

寄付金控除の適用対象に、所得税の寄付金控除の適用対象となる寄付金(国に対する寄付金及び政党等に対する政治活動に関する寄付金を除く。) のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加する。

現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄付金にかかる控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%とする。この場合において、都道府県が条例により指定した寄付金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄付金については市町村民税からそれぞれ控除する。

寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%(現行25%)に引き上げる。

寄付金控除の適用下限額を5千円(現行10万円)に引き下げる。

(2) 地方公共団体に対する寄付金税制の見直し

都道府県又は市区町村に対する寄付金については、上記(1)の税額控除の適用に加え、当該寄付金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄付を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額(個人住民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度とする。)の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除する。また、申告手続きについては、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注)上記(1)及び(2)の改正は、平成21年度分以後の個人住民税について適用する。

3 道路特定財源

- (1) 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。
- (2) 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。
- 4 ト場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大
 - (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

上場株式等の譲渡所得等の10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率等については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税 7 %、住民税 3 %)を廃止し、平成21年 1 月 1 日 以後は20%(所得税15%、住民税 5 %)とする。

特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)の源泉徴収口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円 を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

(2) 上場株式等の配当所得に対する課税

上場株式等に係る配当等の10%軽減税率の廃止

居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税 7 %、住民税 3 %)を廃止し、平成21年 1 月 1 日以後は20%(所得税15%、住民税 5 %)とする。

源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。)に対する源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

この場合において、その年中の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。)の金額の合計額が100万円を超える者については、その者がその年中に受け取った7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

ト場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住等は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による 申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合におい て、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用する。

源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社の営業所に源泉徴収口座を 開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

(注)上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。

(3) 損益通算の特例

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年分の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡 損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする。

(注)上記の改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用する。

源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設(源泉徴収口座内における損益通算)

源泉徴収口座内に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所 得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率(特別徴収税率) を乗じて徴収すべき所得税(住民税)の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

- (注)上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。
- 5 公益法人制度改革に伴い、次のとおり措置を講ずる。
 - (1) 法人住民税・法人事業税について、以下の措置を講ずる。

法人住民税均等割

- イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。
- ロ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。
- 八 併せて、以下の改正を行う。
 - (イ) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とする。
 - (ロ) 人格のない社団等、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には、最低税率を適用する。

法人住民税法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

法人事業税

- イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税する。
- ロ 法人事業税所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。
- (2) 固定資産税及び都市計画税において、旧民法第34条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、以下の措置を講ずる。 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税とする。
 - 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非 課税措置を継続する。

- (3) 不動産取得税において、旧民法第34条法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団 法人が使用するために取得した場合を非課税とする。
- (4) 事業所税について、以下の措置を講ずる。

公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する事業所税の課税の範囲については、法人税と同様とする。 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人にあっては、法人税において収益事業課税が適用されるものに限る。)が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とする。

- (5) 特例民法法人について、旧民法第34条法人と同様の措置を講ずる。
- (6) その他所要の措置を講ずる。
- (7) 上記については、平成20年12月1日から適用する。ただし、(1) ハについては、平成20年4月1日から適用する。

第2 個人住民税

- 1 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、当該株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 2 医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加する。
- 3 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大
 - (1) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税(再掲)

上場株式等に係る譲渡所得等の10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)を廃止し、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)とする。

特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)の源泉徴収口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500

万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

(2) 上場株式等の配当所得に対する課税(再掲)

上場株式等に係る配当等の10%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税 7 %、住民税 3 %)を廃止し、平成21年 1 月 1 日以後は20%(所得税15%、住民税 5 %)とする。

源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。)に対する源泉徴収税率(特別徴収税率)は10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率とする。

この場合において、その年中の7%源泉徴収(3%特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除く。)の金額の合計金額が100万円を超える者については、その者がその年中に受け取った7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税にいずれか選択適用とする。

申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)、その年分に申告分離課税選択した上場株式等の配当所得のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用する。

源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口 座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

(注)上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。

(3) 損益通算の特例(再掲)

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡

損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする。

(注) 上記の改正は、平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税について適用する。

源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設(源泉徴収口座内における損益通算)

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率(特別徴収税率)を乗じて徴収すべき所得税(住民税)の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の 金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

(注) 上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。

(4) 資料情報制度等の整備

源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずる。

- イ 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。
- ロ 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。
 - (注)上記イの改正は、平成21年1月1日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。

上記口の改正は、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算(上記(3))の開始と同時に適用する。

10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。

上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。

(注)上記 及び の改正は、平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用する。

(5) 源泉徴収義務の整備等

源泉徴収口座において損益通算が行われることに伴い、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。

- イ 証券会社を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該配当等について、当該配当等の支払事務取扱者である証券会社を源泉徴収義務 者(特別徴収義務者)とする。
- ロ 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者(証券会社、銀行等)を源泉徴収義務者(特別徴収義務者) とする。
- 八 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する翌年の1月10日とする。
- (注)上記の改正は、平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

個人が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとする。

その他所要の整備を行う。

- 4 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により、受贈者、相続人又は受贈者の特定口 座へ移管できることとする。
 - (1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当 該受贈者の特定口座に移管する方法(当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。)
 - (2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同 一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法
- 5 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 6 次のとおり、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。
 - (1) 特別徴収の対象者

特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等(以下「老齢年金給付」という。)の支払を受けている65歳以上のもの(以下「年金所得者」という。)とする。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象としない。

老齢年金給付の年額が18万円未満である場合

当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

(2) 特別徴収の対象税額

特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(以下「公的年金等に係る個人住民税」という。)とする。

(3) 特別徴収の対象年金

特別徴収の対象年金は、老齢年金給付とする。

(4) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、老齢年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入する義務を負う。

(5) 特別徴収に係る通知

年金保険者及び市町村は、特別徴収を行うに当たって、老齢年金給付の年額、特別徴収税額等の情報について、経由機関を通じて通知する。

(6) 徴収の方法

特別徴収の対象である年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間の老齢年金給付の支払の際にそれぞれ前年度の2月において特別 徴収の方法により徴収された額に相当する額を、10月から翌年3月までの間の老齢年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額か ら既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を、老齢年金給付から特別徴収の方法により徴収する。

新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間は公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額を普通徴収の方法により徴収し、10月から翌年3月までの間の老齢年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当する額を老齢年金給付から特別徴収の方法により徴収する。

(7) その他

その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、平成21年度から適用する(なお、特別徴収は、平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付について実施する。)。

- 7 給与所得者が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 8 肉用牛の売却による農業所得の個人住民税の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 免除対象牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免除対象から除外する。
 - (2) 免除対象牛の対象範囲から売却価額50万円以上の乳用種を除外する。
- 9 個人住民税における社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を追加する。

10 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合でにおいても、市町村長がやむを得ない理 由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。

第3 法人住民税

- 1 中小企業者等の試験研究費の増加分に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額の選択適用できる措置を講ずる。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。
 - (1) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較研究費の額を超える部分の金額の5%相当額を税額控除できることとする。
 - (2) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、 その超える部分の金額に税額控除割合を乗じた金額を税額控除できることとする。
 - (注)税額控除率は、次のとおりとする。

(試験研究費割合 - 10%) × 0.2

- 2 中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合(8%~12%)を乗じた金額にできる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。
 - (注)税額控除率は、次のとおりとする。

8%+(教育訓練費/労働費用-0.15%)×40

3 海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画 (仮称)の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人住民税法人税割については、本制度により計算した法人税額を 課税標準とする。

その他所要の措置を講ずる。

- 4 国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる移転価格税制)について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設する。
 - (1) 徴収の猶予

租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請したときに、法人住民税又は法人事業税(相手協議の対象 になるものに限る。)の徴収を猶予する制度を創設する。徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。

(2) 延滞金の免除

徴収の猶予をした法人住民税又は法人事業税に係る延滞金のうち猶予期間(申請の日が猶予した法人住民税又は法人事業税の納期限以前である場合には、申請の日から納期限までの期間を含む。)に対応する部分は、免除する。

(3) 国から地方団体への通知

国は、法人が移転価格税制に伴う相互協議の申立てをした場合等には当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨、移転価格税政 により更正された法人税額等を通知する。

通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する。

(注)上記の改正は、平成20年4月1日以後に行われる申請について適用する。

第4 法人事業税

- 1 医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定方法上特例措置を設ける。
- 2 ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給 を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべ き金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 3 無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 4 海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画 (仮称)の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人事業税所得割の課税標準である所得については、本制度により 計算した所得とする。

その他所要の措置を講ずる。

5 社会医療法人について、所要の措置を講ずる。

第5 不動産取得税関係

1 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に 係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を平成23年3月31日まで講ずる。

- 2 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格 から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 3 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域 において取得する一定の新築家屋(住宅の用に供するものを除く。)に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除 する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 4 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得された新築の長期耐用住宅(仮称) について、設定を受けて建てられたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、当該住宅の課税標準から1,300万円を控除する。
 - (注1)上記の措置は、新築住宅に係る現行の特例措置に代えて適用する。
 - (注2)床面積等の要件は、新築住宅に係る現行の特例措置と同様のものとする。
- 5 観光旅客の来訪及び滞在の促進による観光圏の活性化に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、所要の措置を講ずる。
- 6 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税について、所要の措置を講ず る。
- 7 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の 価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。
- 8 農業協同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非 課税措置について、対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を加える。
- 9 投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適格機関投資家の範囲について、 所要の見直しを行う。
- 10 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。
 - (1) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200平方メートルを限度)相当額の減額)について、土地取得後の住 宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措 置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に

取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (4) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (5) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き 行うための当該事業の用に供する土地等(住宅の用に供するものを除く。)に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (7) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産(住宅の用に供するものに限る。) に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を2年延長する。
- (9) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の 期間を5年延長する特例措置の適用期限を2年延長する
- (10) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業 生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められたときに係る不動産取得税の徴収猶予の特例措置の適用期限を 3年延長する。
- 11 次のとおり課税標準の特例措置等を縮減合理化する。
 - (1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする不動産取得税の規定について、対象から独立 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外する。
 - (2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する農林漁業経営の 近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200平方メートルを限度)相当額の減額)について、対象から独立行 政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外する。
 - (4) 新築住宅を宅地建物取引業者が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

- (5) 国の補助金は交付金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (7) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に 規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関す る法律に規定する防災再開発促進地区としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 12 次のとおり非課税措置等を廃止する。
 - (1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
 - (2) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (3) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (4) 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

第6 自動車税

- 1 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい 自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を、税収中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長する。
 - (1) 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車及び一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車について、税率を概ね100分の50軽減する。

平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、税率 を概ね100分の25軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成20年度及び平成21年度に下記の年限を超えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

- 2 自動車税について、構造等変更検査時にも納税確認を行うこととする。
 - (注)道路運送車両法の改正

第7 固定資産税関係

- 1 能登半島地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成23年3月31日までの間に取得したものに限り講ずる。
- 2 新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都 市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成23年3月31日までの間に取得したものに限り講ずる。
- 3 長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された長期耐用住宅(仮称)について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、新築から5年度分(中高層耐火建築物にあっては7年度分)に限り、当該住宅に係る税額(1戸当たり120m²相当分までに限る。)の2分の1を減額する。
 - (注1) 上記の措置は、新築住宅に係る現行の特例措置に代えて適用する。
 - (注2) 床面積等の要件は、新築住宅に係る現行の特例措置と同様のものとする。
- 4 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。
 - (1) 平成20年1月1日に存していた住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省工ネ改修工事を行ったもの(賃貸住宅を除く。) について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額(1戸当たり120m²相当分までに限る。)の3分の1を減額する。
 - (2) 減額を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなったことにつき、証明書を添付して、改修後3月以 内に市町村に申告しなければならないこととする。
- 5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃

料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。

- 6 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び 十地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を平成22年度までの各年度分に限り、価格の2分の1とする措置を講ずる。
- 7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び 都市計画税について、所要の措置を講ずる。
- 8 広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に衛生インターネット通信用無線設備の子局側無線設備を追加したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 9 整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税 標準の特例措置について、課税標準を最初の20年間(現行10年間)価格の2分の1とする。
- 10 次に掲げる非課税措置等の適用期限を延長する。
 - (1) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資 産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の 適用期限を2年延長する。
 - (4) 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2年延長する。
 - (5) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (9) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2年延長する

- (10) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- (11) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税 標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (12) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 11 次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。
 - (1) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の 特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2(現行2分の1)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の 特例措置について、対象を屋根及び側壁を有する一定規模以上の発酵施設に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行3分の2)と したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (4) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、高信頼伝送装置の課税標準を最初の5年間価格の6分の5(現行5分の4)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (5) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
 - 食品循環資源再生処理装置については、対象を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得する一定のものに限定したうえ、課税標準を最初の3年間価格の3分の2(現行5分の4)とする。

対象から建設汚泥再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用製品製造装置を除外する。

(6) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

対象から自動車等破砕物処理施設を除外する。

鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設については、課税標準を価格の3分の1(現行6分の1)とする。

窒素酸化物燃焼改善設備及び湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設については、課税標準を価格の4分の3(現行3分の2)とする。

ダイオキシン類に係る処理施設については、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)とする。

揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新施設については、課税標準を価格の3分の2(現行の2分の1)とする。

- (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (8) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象を既設分のコンテナ 埠頭に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (9) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2(現行2分の1)としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- (10) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2(現行2分の1)とする。
- (11) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を 2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2(現行2分の1)とする。
- (12) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を 2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2(現行2分の1)とする。
- (13) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を 2年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の3分の2(現行2分の1)とする。
- 12 次のとおり課税標準の特例措置を廃止する。
 - (1) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (2) 電子計算機を管理する者が、外部から通信ネットワークを介して流通する情報により電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを 防止するために取得する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (3) 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
 - (4) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

- (5) 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置を 廃止する。
- 13 鉄道の安全対策に係る補助金の再編に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 14 固定資産税において、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止する。

第8 特別十地保有税

・特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置等について、所要の措置を講ずる。

第9 自動車取得税

- 1 平成21年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル乗用車に限る。)について、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から1,000分の5を軽減する特例措置を講ずる。
- 2 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 3 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を10年延長する。(再掲)
- 4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、2年延長する。
 - (1) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から30万円を控除する。
 - (2) 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から15万円を控除する。
- 5 車両総重量が3.5 t を超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費 基準を満たしたもの(以下「低公害トラック等」という。)に係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、その適用期限を2 年延長する。
 - (1) 車両総重量が3.5 t を超え12 t 以下の低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成22年3月 31日までの間に行われたときは2%とする。
 - (2) 車両総重量が12 t を超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成20年4月1日から平成21年9月30日までの

間に行われたときは2%、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは1%とする。

第10 軽油引取税

- 1 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を10年延長する。(再掲)
- 2 農業用機械の動力源に供する軽油に対する課税免除措置の対象に、基幹的な作業の全てを受託する農作業受託者を加える。

第11 狩猟税

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(仮称)に規定する対象鳥獣捕獲員(仮称)に係る税率について、次の措置を5年間に限り講ずる。
- (1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を通常の税率の2分の1とする。
- (2) (1)の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る税率を通常の税率の2分の1とする。

第12 事業所税

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置の適用期 限を1年延長する。
- 2 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する非課税措置について、対象を学校法人(私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。)が行うものに限定する。
 - (3) 公害防止用施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設を除外する。
 - (4) 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外する。
 - (5) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税 標準の特例措置を廃止する。

第13 国民健康保険税

- 1 後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合 において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずる。
- 2 国民健康保険税における課税限度額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税 限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とする。

第14 その他

- 1 外国法人における恒久的施設の取扱いについて、所要の措置を講ずる。
- 2 日本年金機構について、所要の措置を講ずる。
- 3 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- 4 地方団体の徴収金の納税証明書について、地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の3年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとする。
- 5 高速自動車国道(新直轄方式)に係る地方道路譲与税等の規定の整備を行う。

二 市町村税の現況

1.税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を2本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばご税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村、上北山村の2市3町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。なお、国民健康保険税を課税している団体は9市15町12村で、全39市町村(平成20年3月31日現在)の92.3%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。

平成 19年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第 1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて6.7%上回った。主な増加要因として、所得税から個人住民税への税源移譲、景気回復を受けた法人住民税の増、新規登録車数の増加による軽自動車税の増などが挙げられる。

第1表 平成19年度 市町村税の税目別調定表

単位:千円・%

現年課税	分調定額	対前年比
平成19年度	平成18年度	/
174,509,228	163,139,796	107
174,509,228	163,139,796	107
94,805,353	84,613,963	112
70,484,808	69,241,635	101.8
1,897,267	1,839,986	103.1
7,319,078	7,440,520	98.4
2,722	3,692	73.7
0	0	-
9,638,479	9,493,916	101.5
42,043	42,068	99.9
794,927	759,014	104.7
8,801,509	8,692,834	101.3
0	0	-
184,147,707	172,633,712	106.7
27,232,783	27,058,180	100.6
16,106,469	15,446,211	104.3
	平成19年度 174,509,228 174,509,228 94,805,353 70,484,808 1,897,267 7,319,078 2,722 0 9,638,479 42,043 794,927 8,801,509 0 184,147,707 27,232,783	174,509,228 163,139,796 174,509,228 163,139,796 94,805,353 84,613,963 70,484,808 69,241,635 1,897,267 1,839,986 7,319,078 7,440,520 2,722 3,692 0 0 9,638,479 9,493,916 42,043 42,068 794,927 759,014 8,801,509 8,692,834 0 0 184,147,707 172,633,712 27,232,783 27,058,180

2.市町村民税

ここでは、平成 20年度市町村税課税状況等調 (平成 20年 7月 1日現在)をもとし、市町村民税の現況を見ることとする。 所得割の納税義務者数は、564,260人で対前年度比0.3%の増、所得割額は、対前年度比1.4%減の76,685,728千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区分	年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
納税義務者	平19 (人)	431,850	25,646	842	95,348	8,845	562,531
剂外 机我 物白	平20 (人)	434,598	24,378	879	96,661	7,744	564,260
所得割額	平19 (千円)	62,734,331	3,594,076	53,796	7,456,170	3,957,628	77,796,001
7月1守刮台	平20 仟円)	62,001,619	3,449,026	70,587	7,601,823	3,562,673	76,685,728
1人当たりの	平19 (円)	145,269	140,142	63,891	78,200	447,442	138,296
所得割額	平20 (円)	142,664	141,481	80,304	78,644	460,056	135,905
	/ (%)	100.6	95.1	104.4	101.4	87.6	100.3
伸び率	/ (%)	98.8	96.0	131.2	102.0	90.0	98.6
	/ (%)	98.2	101.0	125.7	100.6	102.8	98.3

第3表 国民所得等の伸び

区分	۷	所得税(年)	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19
	7)	住民税(年度)	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
国民所得	1人当た	「国民所得(千円)	2,947	2,895	2,929	2,840	2,791	2,804	2,849	2,871	2,922	-
国民们付	指数 平	10 = 100	100	98	99	96	95	95	97	97	99	-
県民所得	1人当た	1. 「現民所得(千円)	2,873	2,799	2,824	2,728	2,708	2,661	2,630	2,680	2,692	-
宋氏/// 刊	指数 平	10 = 100	100	97	98	95	94	93	92	93	94	-
総所得金	1人当た	「総所得金額 (千円)	1,566	1,533	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438	1,446	1,458
額	指数 平	11 = 100	100	98	96	93	89	86	89	92	92	93

- (注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 - 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 - 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているので、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

単位 :人

		年 度	平成11年	平成12年	平成13年	亚成1/年	亚战15年	 平成16年 平成17年 平	平成16年 平成	 E 平成16年	亚成18年	平成19年	亚成20年		指	数	7	P成1	1年度	= 1	00	
X	分		十八八十	十/3.12十	T1% 15#	十八九 144	T/02/15/#	T132,104	十八九八十	T132,104	T13C134	十73%204	11	12	13 1	4 1	5 16	17	18	19	20	
	給 与 所 得 者		456,146	450,000	445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	434,598	100	99	98 9	96 9	4 91	94	94	95	95	
	営業等所得者		35,318	33,910	31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	24,378	100	96	90 8	34 7	9 75	76	76	73	69	
	農業所得者		1,125	1,164	877	907	859	873	1,111	855	842	879	100	103	78 8	31 7	6 78	99	76	75	78	
	その他の所得者	Í	46,777	48,966	49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	96,661	100	105	106 1	09 11	2 111	138	200	204	207	
	分離譲渡所得等を有する	猪	3,094	3,232	3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	7,744	100	104	110 9	95 8	8 476	229	329	286	250	
	合 計		542,460	537,272	531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	564,260	100	99	98 9	96 9	4 94	97	103	104	104	
	県 人 口		1,449,921	1,452,072	1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	1,410,754	100	100	100 1	00 10	00 100	99	99	98	97	

第4表は、所得区分に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。

納税義務者数の合計数は、人口の減少傾向にもかかわらず、 給与所得者」等の増加等を反映し、対前年度比0.3%の増加。平成 19年数値との比較では、 給与所得者」、 農業所得者」、 その他の所得者」で増加する一方、 営業等所得者」、 分離譲渡所得等」で減少している。

なお、本表以下各表における所得区分について、平成13年度以前の営業等所得者」は、営業所得者」とその他の事業所得者」の合算値となっている。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位:千円

	年 度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		指	数	平	成 11	年度	= 10	0	
×	分	十成二十	十八八十	十成13十	十八八十十	十八八十	十八八十	十八八十	十成10年	十111134	十/以20十	11	12	13	14 1	15 1	6 17	18	19	20
	給 与 所 得 者	63,747,162	61,162,874	59,389,238	57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	62,001,619	100	96	93	90 8	33 7	6 80	83	98	97
	(定率減税含まず)	70,178,412	67,401,239	65,502,153	63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	-	-	100	96	93	90 8	33 7	81	80	-	-
	営業等所得者	4,440,219	4,433,250	4,301,360	4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	3,449,026	100	100	97	93 8	88 8	0 85	88	81	78
	(定率減税含まず)	4,752,920	4,731,324	4,579,122	4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	-	-	100	100	96	93 8	88 8	0 84	84	-	-
	農業所得者	77,233	71,573	38,957	43,041	42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	70,587	100	93	50	56 5	55 5	3 103	46	70	91
	(定率減税含まず)	87,169	81,302	44,571	49,276	48,301	46,671	90,305	38,078	-	-	100	93	51	57 5	55 5	4 104	44	-	-
	その他の所得者	3,439,974	3,504,397	3,636,078	3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	7,601,823	100	102	106	106 1	05 10	110	158	217	221
	(定率減税含まず)	3,754,852	3,830,536	3,964,979	3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	-	1	100	102	106 1	106 1	06 10	111	153	-	-
	分離譲渡所得等を有する者	2,609,850	2,808,414	2,677,357	2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	3,562,673	100	108	103	85 7	71 16	9 127	179	152	137
	(定率減税含まず)	2,681,336	2,883,017	2,755,037	2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	-	1	100	108	103	85 7	72 17	4 128	178	-	-
	合 計	74,314,438	71,980,508	70,042,990	67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	76,685,728	100	97	94	91 8	84 8	0 84	90	105	103
	(定率減税含まず)	81,454,689	78,927,418	76,845,862	73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	-	-	100	97	94	91 8	84 8	1 84	86	-	-

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。 所得割額は、景気低迷による所得額の減少等の影響により、約11億円(前年比1.4%)の減少となっている。 また、 農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

单位:%

											" • 70
X	年 度 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
	給 与 所 得 者	85.8	85.0	84.8	84.8	85.1	80.7	82.4	79.1	80.6	80.9
	(定率減税含まず)	(86.2)	(85.4)	(85.3)	(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)	(79.3)	-	-
	営業等所得者	6.0	6.2	6.1	6.2	6.2	6.0	6.1	5.8	4.6	4.5
	(定率減税含まず)	(5.8)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)	(5.7)	-	-
	農業所得者	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	(定率減税含まず)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)		-
	その他の所得者	4.6	4.9	5.2	5.2	5.4	5.8	6.1	8.1	9.5	9.9
	(定率減税含まず)	(4.6)	(4.9)	(5.2)	(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)	(8.2)	-	-
	分離譲渡所得等を有する者	3.5	3.9	3.8	3.8	3.3	7.4	5.3	7.0	5.1	4.6
	(定率減税含まず)	(3.3)	(3.7)	(3.5)	(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)	(6.8)	-	-

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。

給与所得者」が8割を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。特に営業等所得者」の減少傾向が続いているのが特徴的といえる。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの税額の伸び

単位:円

_																		ᄑ	111	<u> </u>
	年 度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		指	数	平	成 1	1年度	= 10	00	
\boxtimes	分	十八八十	十八八十	十八八十	十八八十十	十八八13十	十八八十	十八八十	十八八〇十	十八八十	十八人20十	11	12	13	14	15 1	6 17	18	19	20
	給 与 所 得 者	139,752	135,917	133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	145,269	142,664	100	97	95	93 8	88 8	3 86	89	104	102
	(定率減税含まず)	153,851	149,781	147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	-	-	100	97	96	94 8	89 8	3 86	85	-	-
	営業等所得者	76,816	79,794	78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	140,142	141,481	100	104	102 1	182 1	84 17	'6 183	189	182	184
	(定率減税含まず)	84,925	87,747	86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	-	-	100	103	101 1	175 1	76 16	39 176	176	-	-
	農業所得者	68,652	61,489	44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	63,891	80,304	100	90	65	69	72 6	8 105	61	93	117
	(定率減税含まず)	77,484	69,847	50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	-	-	100	90	66	70	73 6	9 105	57	-	-
	その他の所得者	73,540	71,568	73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	78,200	78,644	100	97	100	97	94 9	1 80	79	106	107
	(定率減税含まず)	80,271	78,228	79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	-	-	100	97	100	97	94 9	1 80	77	-	-
	分離譲渡所得等を有する者	843,520	868,940	788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	447,442	460,056	100	103	93	90 8	81 3	6 55	54	53	55
	(定率減税含まず)	866,624	892,023	790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	-	-	100	103	91	90 8	81 3	6 56	54	-	-
	合 計	136,995	133,974	131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	138,296	135,905	100	98	96	94 8	89 8	5 86	88	101	99
	(定率減税含まず)	150,158	146,904	144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	-	-	100	98	96	96	89 8	5 86	84	-	-

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの所得割額の伸びを、過去10年にわたり概観したものである。

平成 20年度は、全体として一人当たりの税額が減少している。これは全体の8割をしめる 給与所得者」について、1.8%減少したことによるが、景気の低迷による所得額の減少や、税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除の影響が大きいと考えられる。

農業所得者」については、毎年変動する作柄により税額の増減に波があるが、平成20年度は一時期の落ち込みから脱し、過去10年で最高の数値となっている。

0.0

0.0

0.1

0.2

0.0

0.0

1.8

0.1

0.0

0.0

0.1

0.2

0.1

0.7

1.1

0.0

0.0

0.0

0.0

0.0

0.2

2.5

0.8

0.0

0.3

0.0

0.0

0.1

0.0

0.0

0.1

0.6

0.0

0.0

0.0

0.0

0.0

0.0

0.0

0.0

0.2

0.1

その他の

所得者

10.7

7.6

10.6

9.2

9.9

9.3

7.3

8.6

10.2

8.3

9.4

9.7

9.9

5.4

13.3

11.2

10.8

7.8

10.4

10.2

9.6

8.4

7.4

8.3

7.6

10.1

10.9

5.5

13.0

12.3

7.8

8.8

8.1

8.8

5.6

6.9

8.7

10.1

15.3

15.9

9.8

9.9

譲渡所得者

5.7

3.9

3.8

3.5

3.5

3.9

2.9

3.9

5.4

5.7

4.0

2.2

4.8

0.5

4.2

2.6

3.8

2.0

3.9

2.4

3.5

3.6

0.0

1.2

3.3

5.4

3.2

7.3

4.4

2.2

3.0

3.8

1.3

0.0

4.4

0.0

0.0

13.6

1.7

4.0

4.6

合計

100.0

100.0

100.0

99.9

99.9

100.0

100.0

100.1

99.9

100.0

100.1

100.0

100.0

100.0

100.1

99.9

100.0

100.0

100.0

100.0

100.0

100.0

100.1

100.0

100.0

100.0

99.9

100.1

99.9

99.9

100.0

100.0

100.0

100.0

100.0

99.9

99.9

100.0

営業等所 農業所得者

4.7

4.7

3.7

4.2

4.1

5.4

5.3

4.9

4.3

5.2

3.8

4.2

4.5

4.7

2.8

3.5

3.8

2.2

5.9

3.8

4.5

7.2

3.8

5.1

5.1

2.7

3.6

5.4

4.4

6.9

5.7

6.1

7.5

13.8

3.1

7.7

3.1

4.8

5.2

10.6

4.3

4.5

区分

市町村名 奈良市

大和高田市

大和郡山市

天 理 市

橿原市

桜 井 市

五條市

御所市

生 駒 市

香芝市

葛城市

宇陀市

市計

山 添 村

平群町

三郷町

斑鳩町

安堵町

川西町

三宅町

田原本 町

曽 爾 村

御杖村

高取町

明日香 村

上牧町

王寺町

広 陵 町

河合町

吉野町

大 淀 町

下市町

黒 滝 村

天 川 村

野迫川 村

十津川 村

下北山 村

上北山 村

川上村

東吉野 村

町 村 計

合 計

給与所得者

78.9

83.8

81.8

82.8

82.4

81.4

82.7

82.6

80.1

80.7

82.7

83.8

80.7

88.7

78.6

82.8

81.5

88.0

79.8

83.6

82.2

78.3

87.9

85.4

83.8

81.8

82.3

81.7

78.2

78.5

84.0

81.6

80.5

76.0

91.3

81.0

88.2

85.1

65.9

71.7

81.6

80.9

(7 A	4	`	
(-(- (1)	- 1	١	
(C 0)		,	

区分	住民 100	0人当たり	住民 ル	人当たり	所得割糾	的税義務者
		者数(人)	所得割	額(円)	1人当たり所	得割額(円)
市町村名	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
奈 良 市	45	42	64,858	61,170	153,525	144,796
大和高田市	42	37	42,730	41,071	114,457	110,015
大和郡山市	46	42	51,159	49,214	121,886	117,254
天 理 市	40	36	41,482	40,024	115,032	110,990
橿原市	42	40	49,109	47,385	124,258	119,898
桜 井 市	41	37	43,058	41,385	116,901	112,360
五 條 市	40	35	36,573	35,518	105,192	102,158
御所市	38	34	38,378	36,872	114,195	109,715
生 駒 市	47	44	75,656	71,579	171,709	162,455
香芝市	43	40	57,950	54,653	146,089	137,778
葛 城 市	43	38	45,236	43,429	117,615	112,917
宇陀市	42	37	41,502	40,586	110,701	108,257
市計	44	40	55,537	52,872	138,221	131,589
山 添 村	45	39	34,623	34,458	89,889	89,460
平 群 町	48	44	59,565	57,066	136,162	130,449
三郷町	45	41	52,402	51,057	126,599	123,350
斑鳩町	46	43	53,262	51,238	125,116	120,361
安 堵 町	44	40	42,986	42,126	108,184	106,020
川西町	43	38	45,371	43,601	118,152	113,542
三宅町	42	38	45,662	44,557	120,635	117,714
田原本 町	43	39	48,096	46,389	124,281	119,869
曽 爾 村	37	31	28,605	27,578	91,240	87,966
御杖村	41	26	21,502	21,500	81,684	81,677
高 取 町	41	36	39,280	38,818	108,440	107,164
明日香 村	44	38	46,545	45,015	121,821	117,818
上牧町	42	39	49,006	46,370	125,930	119,157
王 寺 町	47	43	62,659	60,635	145,527	140,826
広 陵 町	43	39	62,688	58,089	159,839	148,113
河合町	46	42	62,465	59,726	147,756	141,275
吉 野 町	42	36	33,137	32,392	92,660	90,576
大 淀 町	41	36	38,504	37,586	106,014	103,485
下市町	40	35	35,603	34,520	102,407	99,290
黒 滝 村	39	33	27,277	26,246	83,726	80,558
天 川 村	41	34	28,461	28,085	83,662	82,555
野迫川 村	31	25	25,328	25,328	101,457	101,457
十津川 村	38	32	30,453	29,104	96,192	91,931
下北山 村	41	37	34,117	34,117	93,462	93,462
上北山 村	45	40	43,600	43,578	107,899	107,845
川上村	39	33	32,037	27,684	96,165	83,097
東吉野村	38	32	28,479	27,984	89,458	87,902
町村計	44	39	50,103	48,087	127,180	122,064
県 計	44	40	54,379	51,853	135,905	129,591

(その2)

(そ の2)	
(そ の2) 区分	住民 1人当り
	税額指数
市町村名	県平均 = 100
生 駒 市	138
奈良市	118
王寺町	117
河合町	115
広陵町	112
平群町	110
香芝市	105
市計	102
県 計	100
斑鳩町	99
三郷町	98
大和郡山市	95
町村計	93
橿原市	91
田原本 町	89
上牧町	89
明日香 村	87
三宅町	86
葛 城 市	84
川西町	84
上北山 村	84
安 堵 町	81
桜 井 市	80
大和高田市	79
宇陀市	78
天 理 市	77
高取町	75
大 淀 町	72
御所市	71
五 條 市	68
下市町	67
山 添 村	66
下北山 村	66
吉野町	62
十津川 村	56
天川村	54
東吉野村	54
曽爾村	53
川上村	53
黒滝村	51
野迫川村	49
御杖村	49
141 선생 선생	41

各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第8表は、所得割額について、所得区分別の構成割合を市町村別に概観したものである。

給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。 営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第 9表 (その 1)は、住民基本台帳人口 (平成 20年 1月 1日現在)を基に、市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観 したものである。 住民 1人当たりの所得割額 (所得割額 / 人口)は、景気低迷による所得額の減少や住宅借入金等特別控除額の導入の影響等で、昨年度より若干減少している。

第9表 (その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額51,853円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。

指数が100以上の団体は、7団体 4昨年度は8団体 2のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位 :千円 %

区分	所得税(年)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	住民税(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 3,250 100.0 2,700 100.0 99.7 99.7	20
所 得 税	課税最低限	3,198	3,198	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250
	指数 (平成17年=100)	98.4	98.4	98.4	100.8	100.8	108.9	108.9	108.9	111.3	117.6	118.2	118.2	118.2	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0
计足锐低温 割	課税最低限	2,801	2,801	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	-
正尺机川诗韵	指数 (平成17年=100)	103.7	103.7	103.7	105.5	111.4	112.3	112.3	112.3	113.4	114.6		100.0	-					
消費者物価指	対前年比	103.1	102.9	101.9	101.1	100.3	99.9	100.2	101.9	101.3	99.6	98.7	100.1	98.9	99.2	99.4	98.9	99.7	100.2
数	消費者物価指数	95.9	98.7	100.6	101.7	102.0	101.9	102.1	104.0	105.3	104.9	103.5	103.6	102.5	101.7	101.1	100.0	99.7	99.9
所得税に対する住民税の割合 /			87.6	87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	83.1	-

- (注) 1.課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16~22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。 ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。
 - 2.消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成17年を基準とする指数(平成17年 = 100、5年ごと改正)を用いている。

第10表は、夫婦子2人の標準世帯における所得税と住民税の課税最低限の推移である。

平成 16年 (住民税では平成 17年度)以降、課税最低限の引き下げは行われていない。消費者物価指数もこの間、ほぼ横ばいに推移している。

3.固定資産税

(1)課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア)課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、 1,380,082,939㎡であって、地目別内訳は、田 194,287,039㎡、畑 81,393,065㎡、宅地 146,820,267㎡、山林 877,160,817㎡、その他 80,421,751㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.6%、田 14.1%、宅地 10.6%、畑 5.9%、その他 5.8%となっている。

前年度対比では、田が0.6%減少、畑が0.3%減少、宅地が0.6%増加、山林が0.3%減少、その他が0.5%増加となっている。

一方、家屋の総床面積は 83,476,585㎡であって、このうち木造家屋は 48,426,555㎡、非木造家屋は 35,050,030㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 58.0%、非木造家屋 42.0%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 1.0%の伸びであり、木造家屋が 0.7%、非木造家屋が 1.5%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位: ㎡・%)

X	分			平成 1 9		平成20年度						比	
			面	積 B	比	率	面	積	В	比	率	Е	3 / A
土地	В	8	195	,437,418		14.1	194	, 287	,039		14.1		99.4
	畑		81	,676,352		5.9	81	, 393	,065		5.9		99.7
	宅	地	145	,897,750		10.5	146	,820	, 267		10.6		100.6
	彐	林	880	,113,422		63.6	877	, 160	,817		63.6		99.7
	その他		80	,048,065		5.8	80	,421	,751		5.8		100.5
	計		1,383	,173,007	,	100.0	1,380	,082	,939	,	100.0		99.8
家屋	木	造	48	,101,074		58.2	48	, 426	,555		58.0		100.7
	非木造		34	,545,823		41.8	35	,050	,030		42.0		101.5
	計		82	,646,897		100.0	83	, 476	,585		100.0		101.0

(イ)土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,066,254筆であって、その割合は多いものから宅地 44.5%、山林 19.2%、田 17.4%、畑 11.4%、その他 7.6%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.2%しかない。

前年比では、田が 1.1%、畑も 0.7%減少しており、宅地が 0.8%増加、山林が 0.2%減少、その他が 0.6%増加している。

一方、家屋の総棟数は 689,421棟であり、このうち木造家屋は 529,032棟、非木造家屋は 160,389棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 76.7%、非木造家屋 23.3%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.7%の伸びであり、木造家屋が 0.5%、非木造家屋が 1.3%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位:筆・棟・%)

X	分	平成19	年度	平成 2 0:	年度	対 比
	Л	筆数・棟数 B	比 率	筆数・棟数 B	比 率	B/A
	田	362,863	17.6	358,756	17.4	98.9
土	畑	237,534	11.5	235,791	11.4	99.3
	宅 地	912,178	44.2	919,306	44.5	100.8
	山林	396,532	19.2	395,836	19.2	99.8
地	その他	155,631	7.5	156,565	7.6	100.6
	計	2,064,738	100.0	2,066,254	100.0	100.1
家	木造	526,224	76.9	529,032	76.7	100.5
	非木造	158,407	23.1	160,389	23.3	101.3
屋	計	684,631	100.0	689,421	100.0	100.7

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位: ㎡・%)

_		平成19年度	平成20年度	対 比
X	分	1 筆当り地積 1 棟当り床面積	1 筆当り地積 1 棟当り床面積	19年/20年
	田	539	542	100.6
土	畑	344	345	100.3
	宅 地	160	160	100
	山林	2,220	2,216	99.8
地	その他	514	514	100
	計	667	668	100.1
家	木造	91	92	101.1
	非木造	217	218	100.5
屋	計	120	121	100.8

(2)納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあっては 403,778人、家屋にあっては 413,237人、償却資産にあっては 8,109人である。 前年度対比では土地が 0.8%増加、家屋が 1.0%増加、償却資産が 2.6%増加している。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位:人・%)

区分		納税義	務 者 数	20年 / 19年
	分	平成19年度	平成20年度	20 4 / 19 4
土	地	400,437	403,778	100.8
家	屋	409,035	413,237	101.0
償却	資産	7,907	8,109	102.6
È	i†	817,379	825,124	100.9

(3)固定資産評価額等

(ア)価格

評価額は、第15表のとおりである。

平成20年度は、据置年度のため土地及び家屋の価格については地目の変更や新増築がなければ基本的に評価額に変更はない。

その結果、土地にあっては、一般田 22,439,941千円(0.5%減)、宅地介在田等 193,556,097千円(3.6%減)、一般畑 4,084,223千円(0.2%減)、宅地介在畑等62,355,742千円(3.3%減)、宅地 5,566,904,040千円(0.2%増)、一般山林 17,995,785千円(0.3%減)、宅地介在山林 等 21.962,411千円(3.5%減)、その他 442,833,087千円(1.1%減)となり、前年度比では土地全体で 0.1%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 948,740,989千円(3.8%増)、非木造家屋 1,270,464,752千円(3.0%増)となり、前年度対比では家屋全体で 3.3%の増加となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 400,752,180千円(1.8%増)、大臣・知事配分が 405,743,650千円(3.6%減)となり、前年度対比では 償却資産全体で1.0%の減少となった。

(イ)課税標準額

課税標準額は、第15表のとおりである。

地価の下落を反映し、土地の価格はほとんどの地目で減少しているが、課税標準額では土地全体の増減はなかった。課税標準額の内容は、一般田 20.947,567千円(0.4%減)、宅地介在田等 55,646,850千円(1.4%減)、一般畑 3,650,163千円(0.1%減)、宅地介在畑等 16,638,375千円(1.2%減)、宅地 1,794,444,666千円(ほぼ増減なし)、一般山林 16,015,805千円(0.2%減)、宅地介在山林等 11,352,342千円(3.3%増)、その他301,011,543千円(0.2%減)、合計で2,219,707,311千円で前年とほぼ同額となっている。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地42.7%、家屋 42.7%、償却資産 14.6%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 0.9%、宅地介在田等 2.5%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.7%、宅地 80.8%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.4%、その他 13.7%となっている。

(ウ)新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成20年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で60,060円で前年度に対し0.1%の増加となっている。 これを市町村別に比較したものが、第2図である。

第15表 価格及び課税標準額等

X	J 1X	分	KO'mkt机惊牛的守	平 成	19 年	度		平 成	20 年	度	文	寸 前 年	度比	比(%)
地		目	地 積 (m²)		課税標準額(千円)	平均価格 (円/㎡)	地 積 (m²)	価 格 (千円)	課税標準額(千円)	平均価格 (円/㎡)	D/A	E/B	F/C	H/G
	般		A 000 074 070		(免点以上)C	B / A (G)	D 404 000 455		(免点以上) F	E/D(H)	99.5	00.5	99.6	100.0
<u>-</u>	放 也介在1	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	182,874,678 12,562,740	22,546,046 200,846,991	21,032,574 56,445,978	123 15,988	181,926,155 12,360,884			123 15,659	98.4	99.5 96.4	98.6	
- 七川	<u>6月1年</u> 般	四 寸 畑	77,936,557	4,092,403		13,966		4,084,223					99.9	100.1
空地	也介在均		3,739,795	64,456,102	,	17,235	3,681,758		,		98.4		98.8	98.3
宅	B) 1 <u>1</u>	地	145,897,750			38,070				37,916	100.6		100.1	99.6
	般 山		876,097,117	18,041,061	16,047,118	21				21	99.7	99.7	99.8	100.1
	<u>// 公</u> 介在山		4,016,305	22,761,753		5,667	3,988,100			5,507	99.3		103.3	97.2
そ		他	80,048,065	447,653,769		5,592	80,421,751				100.5			98.5
	計		1,383,173,007	6,334,757,001		4,580	1,380,082,939			4,588	99.8	100.0	100.0	100.2
構	造	別	床面積 (㎡)		課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	床面積 (m)	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	D/A	E/B	F/C	H/G
<u> </u>			A		(免点以上)C	B/A(G)	D		(免点以上) F	E/D(H)				
木		造	48,101,074	914,254,610	,	19,007	48,479,045				100.8			103.0
非	木	造	34,545,823		1,232,932,541	35,695		1,270,464,752			101.4			101.6
	計		82,646,897	2,147,371,482	2,144,475,663	25,982	83,510,414	2,219,205,741	2,215,842,433	26,574	101.0	103.3	103.3	102.3
X		分	価 格(免点以	(上) (千円)	課税標準額(兌	总点以上)(千円)	価格(免点)	从上)(千円)	課税標準額(第	总点以上)(千円)	С	/ A	D	/ B
市町	村長決	定分		393,580,426		390,724,371		400,752,180		397,494,692		101.8		101.7
	・知事			420,790,908		373,328,389		405,743,650		361,853,730		96.4		96.9
	計			814,371,334		764,052,760		806,495,830		759,348,422		99.0		99.4

(エ)新築住宅の減額措置状況について

平成20年度の新築住宅の減額措置状況は、第16表のとおりである。

これによると平成19年中に新築された家屋のうち、減額の対象となったものは8,037戸である。

総軽減額は、1,274,110千円であり、平成20年度に新たに軽減対象となった税額は、平成20年度の新築住宅の減税額の27.1%を占めることとなる。

第16表 新築住宅の軽減の適用状況

第10次 初采住七切程减00厘/	緃	}	数		20年度に新 対象となっ			平成20年度で 間が終了す			対 比	
区分	個 数	床面積	軽減税額	個 数	床面積	軽減税額	個 数	床面積	軽減税額	D/A	E / B	F/C
	Α	B (m²)	C (千円)	D	E (m²)	F (千円)		(m²)	(千円)			
法附則第15条の6第1項 (1/2減額)	19,887	1,743,034	853,865	6,269	626,713	272,097	6,715	589,197	287,964	31.5	36.0	31.9
法附則第15条の6第2項 (1/2減額)	9,920	565,641	400,613	1,638	126,771	71,917	2,859	177,476	108,005	16.5	22.4	18.0
法附則第15条の8第1項 (1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第1項 (2/3減額)	12	745	456	12	745	456	0	0	0	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の8第3項 (1/3減額)	39	9,551	4,322	0	0	0	24	5,218	2,592	0.0	0.0	0.0
法附則第15条の9第1項 (1/2減額)	85	8,563	768	46	3,631	398	0	0	0	54.1	42.4	51.8
法附則第15条の9第4項 (1/3減額)	63	4,706	481	63	4,706	481	63	4,706	481	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第5項 (1/3減額)	9	832	79	9	832	79	9	832	79	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の8第5項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第16条第3項(旧 法・2/3減額)	297	21,415	13,526	0	0	0	113	8,431	5,254	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第3項(旧 法・3/4減額)	0	0	0	0	0	0	28	2,004	1,141			
法附則第16条第6項(旧 法・3/5減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	30,312	2,354,487	1,274,110	8,037	763,398	345,428	9,811	787,864	405,516	26.5	32.4	27.1

(4)免税点について

(ア)土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第17表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く 12.4%、続いて山林 11.1%、田 6.8%、その他 6.4%、宅地 1.5% となっている。家屋にあっては、木造家屋が 5.1%、非木造家屋が 0.2%となっている。

第17表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

X	分	免税点未満の 地積又は床面 積 A ㎡	課税地積又は 課税床面積 B ㎡	総地積又は 総床面積 C ㎡	比 率 A / C (%)	(前年度) 比 率 A/C(%)
	田	13,175,626	181,111,413	194,287,039	6.8	6.8
土	畑	10,060,926	71,332,139	81,393,065	12.4	12.8
	宅 地	2,258,974	144,561,293	146,820,267	1.5	1.6
	山林	97,782,641	779,378,176	877,160,817	11.1	11.1
地	その他	5,180,860	75,240,791	80,421,751	6.4	7.0
	計	128,459,027	1,251,623,812	1,380,082,939	9.3	9.4
家	木造	2,493,902	45,932,653	48,426,555	5.1	5.9
	非木造	59,563	34,990,467	35,050,030	0.2	0.2
屋	計	2,553,465	80,923,120	83,476,585	3.1	3.6

(5)都市計画税

平成20年度において都市計画税を課している団体は、9市4町(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、 生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町)の13団体である。

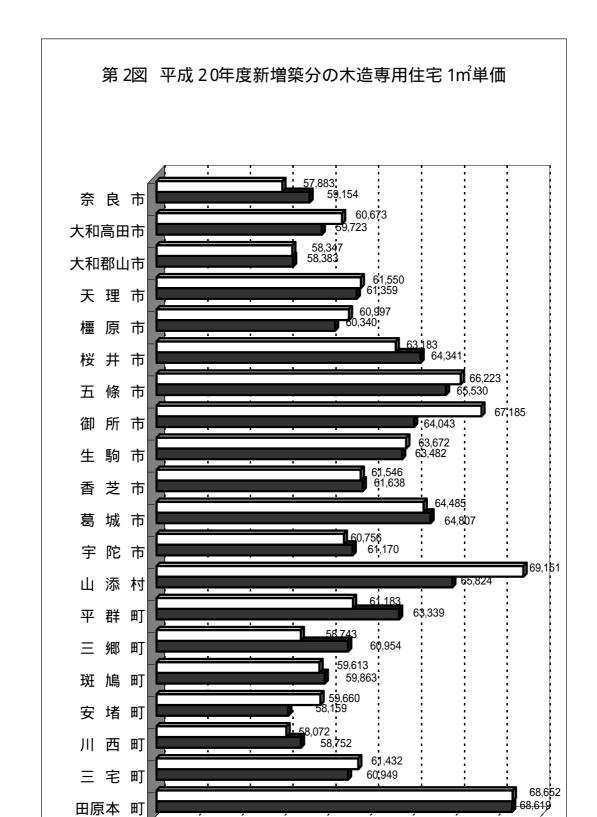
都市計画税の課税の概要は、第18表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

平成20年度は、土地については、地価の下げ止まりにより決定価格が0.1%上昇、課税標準額に増減はない。 家屋については、棟数の伸びに伴い決定価格が3.6%、課税標準額が2.7%増加している。

第18表

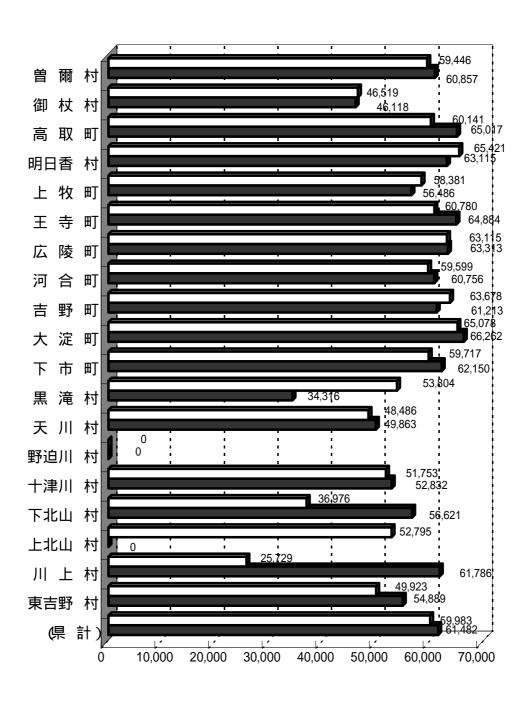
区	分		平成 2 0 年度 A	平成 1 9 年度 B	A/B(%)
課税区域面積	(千	·m²)	101,798	101,541	100.3
納税義務者数	土	地	248,127	245,419	101.1
(人)	家	屋	254,056	251,048	101.2
地積及び床面積	土	地	100,454	100,235	100.2
(千m²) (m²)	涿	屋	45,954,421	45,400,397	101.2
筆数及び棟数	土	地	492,221	488,553	100.8
	家	屋	337,772	334,917	100.9
決 定 価 格	土	地	4,201,313,456	4,197,931,147	100.1
(千円)	涿	屋	1,433,473,352	1,383,866,250	103.6
課 税 標 準 額	±	地	2,015,311,248	2,015,123,355	100.0
(千円)	家	屋	1,430,544,152	1,392,711,927	102.7
課税団体			13	13	100.0



■平20年度単価 ■平19年度単価

52,000 54,000 56,000 58,000 60,000 62,000 64,000 66,000 68,000 70,000

第2図 平成20年度新増築分の木造専用住宅1m²単価



■平20年度単価 ■平19年度単価

4. その他の諸税等

(1)市町村たばこ税

奈良県の平成19年度のたばこの総売渡本数は、22億3,158万本で前年度の23億5,073万本に比べ5.1%の減となった。 市町村たばこ税の19年度の調定額は、7,319,084千円で前年度の7,440,520千円に対し1.6%の減となった。

市町村たばご税の状況

単位 : 千円

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	前年度対比				
市町村の別	10十/反				12 + 12	15/14	16/15	17/16	18/17	19/18
市部	5,591,733	5,888,933	5,913,493	5,957,002	5,858,109	102.2	105.3	100.4	100.7	98.3
町村部	1,990,302	1,805,977	1,487,658	1,483,518	1,460,975	101.3	90.7	82.4	99.7	98.5
計	7,582,035	7,694,910	7,401,151	7,440,520	7,319,084	102.0	101.5	96.2	100.5	98.4

(2)軽自動車税

平成19年度の軽自動車税の調定額は、2,148,150千円、前年の2,097,990千円に対し、2.4%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、徴収率は86.7%、滞納繰越分の徴収率においては、18.3%にとどまっている。しかしながら、前年度と比較して徴収率においては、0.8%、滞納繰越分の徴収率においては、1.3%それぞれ上昇していることから、徴収率において上昇の兆しがうかがえる。

(3)国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。加入世帯数は増加を続けているが、平成19年度における被保険者については、 前年度に引き続き、緩やかに減少している。それに比例して一世帯あたりの被保険者数が減少している状況である。 また、課税額については基礎課税分については増加し続けており、介護納付金分についても、増加の傾向にある。

国民健康保険の状況

	-12/ NINDO - 1/ (1/ U										
		平成15年3月31		平成16年3月3′		平成17年3月3 [~]		平成18年3月31		平成19年3月31	
		人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数
県の状況	世帯数A	525,535	100	529,866	101	535,928	102	540,542	103	545,391	104
未の状ル	人口B	1,439,040	100	1,434,548	100	1,430,366	99	1,425,308	99	1,419,626	99
加入者の状況	世帯数C	245,576	100	252,659	103	257,361	105	260,152	106	261,865	107
加入者の水が	仮体映台し	494,923	100	503,677	102	505,319	102	503,104	102	499,529	101
加入割合	世帯数C/A	46.7	100	47.7	102	48.0	103	48.1	103	48.0	103
	被保険者D/B	34.4	100	35.1	102	35.3	103	35.3	103	35.2	102
加入一世帯	当たり被保険者数 D/C	2.02	100	1.99	99	1.96	97	1.93	96	1.91	95

基礎課税 (賦課)分 単位 :千円

年度 区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
課税 A	36,242,671	36,742,676	36,736,472	37,526,995	38,547,756	39,697,037	39,861,898
課税限度額を超える金額 B	8,306,667	7,765,714	5,281,886	5,623,249	5,740,768	6,710,083	6,309,252
B/ (A+B)	18.6	17.4	12.6	13.0	13.0	14.5	13.7

介護納付金(賦課)分 単位:千円

	,	T	T	T		T	十四 ・ 1111
区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
課税 A	2,246,508	2,271,129	2,213,900	2,273,605	2,587,086	2,704,183	2,746,429
課税限度額を超える金額 B	346,880	310,098	204,059	223,068	400,371	472,050	493,751
B/ (A+B)	13.4	12.0	8.4	8.9	13.4	14.9	15.2

三 税率の採用状況

1 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市(1)・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・ 生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。

1. 奈良市(平成17年4月1日付け合併)においては、旧奈良市分が14.7%、旧月ヶ瀬村分が12.3%、旧都祁村分が12.3%の不均一課税となっている。

資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市(2)・高取町・ 王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

2. 葛城市(平成16年10月1日付け合併)においては、旧新庄町が前述にある資本金の区分による不均一課税を採用している。また旧當麻町が標準税率の12.3%を採用し、合併による不均一課税を行っている。よって葛城市においては、旧新庄町による資本金によるものと、合併によるものとの両面において不均一課税となっている。

その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、平群町(1.58%)・十津川村(1.6%)・下北山村・上北山村(1.65%)の3団体であり、 その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・ 三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、 大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税(国民健康保険税(料)を除く)の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成19年度の調定済額・収入済額は、平成19年度に行われた税源移譲に伴い、所得税から個人住民税に移譲された税源を確実に確保できたこと等により、前年度と比べ大きく増加した。

徴収率は、現年課税分は97.9%(前年度と同じ)、滞納繰越分は18.7%(前年度比0.6%増)となり、双方を合わせた徴収率(合計)は91.0%(前年度比1.1%の増)となり、大きく改善する方向にある。

しかしながら、全国平均徴収率(現年課税分98.2%・滞納繰越分19.6%、合計93.7%)と比較すると低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

奈良県の市町村税決算状況 (国民健康保険税(料)を除く)

